

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

令和5年度事業計画書

第1 基本方針

森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフスタイルを創出する「フォレスト・エコ・ライフ」の推進、実践を図るとともに、東日本大震災から12年を経過した福島県の復興・創生の一助となるよう、「ふくしま県民の森」の管理運営と自然環境に関する財団の各種事業を積極的に展開するほか、特色ある利用形態を全国に向け発信する。

新型コロナウイルス感染症については、様々な制限が緩和される方向であることから、令和5年度は国や福島県の対応方針に応じて、利用制限を縮小して徐々に通常の利用体制にしていくとともに、基本的な感染拡大防止対策を引き続き徹底する。

また、業務を的確に遂行できる体制を強化し、利用者の満足度の向上と効率的で質の高いサービスの提供を行うとともに、利用者の安全・安心確保対策の充実を図るため、関係機関と連携を図りながら、荒天時の避難誘導や大型野生動物の侵入防止対策などを講じる。

1 フォレスト・エコ・ライフの推進のための森林学習施設区域の運営

- ・ 「自然に学び、自然の仕組みをよく知り、自然を賢明に活用する」ことを学習する中心的役割を担う区域とする。
- ・ 安全・安心を確保しながら、森林環境を保全する大切さ、森林の多様性やその活用方法等についての体験を促進する。
- ・ 大学や専門的知識を有する団体、福島県などと協働して、子どもの健全な発育と「生きる力」を育てるための自然体験や野外活動などを促進する。
- ・ 多様な森林環境学習プログラムや情報の提供、さらに植樹・育樹活動などを通し、新たな利用者を開拓しながら利用を促進する。

<具体的な対策>

- * 様々な年代を対象とした体験学習の推進
- * NPO法人「福島県もりの案内人の会」との協働事業（各種研修会の開催、体験プログラムの開催など）の実施
- * 森林環境学習、防災教育、森林レクリエーションなどの多様なプログラムの提供
- * 森林保全活動（育樹等を含む）の実施
- * 「野生生物共生センター」との協働事業の実施
- * その他 森林資源を活用する事業の実施

2 フォレスト・エコ・ライフ推進のためのオートキャンプ場区域の運営

- ・ 県内外から多くの利用者があることから、様々な機会を通してフォレスト・エコ・ライフを提案・普及する。
- ・ 自然災害、大型野生動物などからの危険防止を図り、安全を確保した施設管理を行う。
- ・ 常に「おもてなしの心」を持ち、利用者の利便性とサービスの向上に努める。
- ・ 東日本大震災に対応した経験を活かし、キャンプ活動などにより、自然災害時においても、困難にうまく適応する力（レジリエンス）を育てるためのプログラム等の提供を行う。
- ・ 利用者の増加を図るため、予約システム及び顧客管理システム等の改善を行い、それぞれの利用者のニーズに合わせた細やかで魅力的なサービスの提供に努める。
- ・ 施設利用が、トップシーズン（GWや夏期）に集中する状況から、平準化される傾向になってきていることから、年間を通して利用しやすい施設運営を行う。
- ・ 利用促進に効果が認められる **FEL** メンバーズに対するサービスの充実を図ることなどにより、リピーターの確保を図る。
- ・ 利用者に安心して利用してもらえるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底する。

<具体的な対策>

- * ホームページ、インターネット予約サイト、フェイスブックやタウン誌などを活用したオートキャンプ場の適時的確な情報の発信
- * 各種イベントを通じたフォレスト・エコ・ライフの積極的な発信
- * メディアの活用、営業活動の強化による利用客の増加対策の実施
- * 災害対応キャンプの実施
- * 利用者の安全・安心確保のための電気柵の設置など大型野生動物対策の実施
- * 放射性物質の関連情報の提供
- * **FEL** メンバーズへの利用回数に応じた割引と予約促進特典の実施
- * 観光関連団体・緑化団体や近隣行政機関、施設との協働事業の実施
- * 利用者ニーズに合わせたイベントの実施
- * 保健休養のための温泉の利活用の促進
- * キャンパーのマナー向上の促進
- * 新型コロナウイルス等の感染症対策として、国や県等の対応方針に応じた基本的な対策の徹底

第2 計画目標値

令和5年度は、中長期計画で定める財務計画額、利用者数を基本目標とする。

なお、財務計画額に関しては、最近の利用状況や社会状況が大きく変化していることから、令和5年度予算額を併記する。令和5年度予算については、これまでの実績に加え、キャンプブームによるキャンプサイトの利用やソロキャンプ等小人数での利用の増加、令和5年度からの利用制限の縮小などを考慮するとともに、近年の電気料金などの物価の値上がりを踏まえて編成した。

1 R5年度の目標値

(1) 利用者数の目標（中長期計画の目標値）

・森林学習施設区域利用者数	15,200人
・森林館入館者数	5,000人
・オートキャンプ場利用者数	33,500人
・学校教育団体利用者数	6,340人
・日帰り温泉利用者数	15,000人
・FEL会員登録者数	1,350人

(2) 財務計画額

ア 中長期計画の令和5年度の額

・収入額	182,989千円
・支出額	182,989千円

イ 令和5年度予算額

・収入額	218,946千円
・支出額	218,297千円

第3 指定管理者としての「ふくしま県民の森」管理業務

「ふくしま県民の森」の指定管理者として、指定管理者基本協定書、仕様書、関係法令等を遵守し、施設の機能が設置目的に沿って最大限に発揮できるように管理に努める。

利用者が安心して利用できる施設を維持することはもちろん、公平で質の高いサービスを提供するため、財団の企画・運営能力を発揮し、年間を通して利用者が快適に利用できるよう適切な管理を行うとともに、災害等の不測の事態に備えて危機管理の徹底を図る。また、敷地内の放射線量について引き続き測定を行い、その結果を情報発信する。

さらに、森林を活用したアウトドア活動、教育活動等の研究に努め、利用者の意識、要望等を把握しながら施設運営に取り組む。

指定管理者としての主な管理内容は、以下に示すとおり。

1 県委託料による施設・緑地管理

施設の日常点検・法定点検を徹底し、施設機能が十分に発揮できるよう適切な管理に努める。

緑地管理については、計画的な草木類の管理を行うとともに、イノシシやクマ等の大型野生動物の侵入防止対策を講じ、利用者の安全の確保を最優先に配慮し適切な管理を行う。

(1) 施設管理

ア 森林学習施設区域

(ア) 森林館、森林学習館	各 1 棟
(イ) 専用水道設備	一式
(ウ) 浄化槽 (不動沢、森林学習施設区域)	一式
(エ) 温泉ポンプ	一式
(オ) その他、トイレ等	一式

イ オートキャンプ場区域

(ア) ビジターセンター	1 棟
(イ) コテージ	20 棟
(ウ) サテライトハウス	5 棟
(エ) 常設トレーラー	10 台
(オ) 浄化槽 (オートキャンプ場)	一式
(カ) 木質チップボイラー設備	一式
(キ) その他 トイレ、遊具等	一式

(2) 緑地管理

ア 森林学習施設区域

(ア) 芝生管理

- ・芝刈等 園地 17,900 m² ほか
- ・除草等 園地 17,900 m²

(イ) 森林管理

- ・除伐、テントサイト周辺等 64,400 m²

(ウ) 道路管理

- ・下刈り 遊歩道 6,120 m 管理道路 4,900 m

イ オートキャンプ場区域

(ア) 道路法面 下刈等	20,200 m ² (幹線園路、副園路)
(イ) 森林管理 下刈等	148,000 m ² (テントサイト周辺)
(ウ) 道路管理 落葉処理	24,041 m

(幹線園路、副園路、遊歩道)

2 県委託以外の財団による自主的な施設管理

フォレスト・エコ・ライフ推進のための中心的な施設であるオートキャンプ場区域の各施設が、利用者の快適かつ安全な利用が図られるとともに、キャンプなどを通じて自然との共生を実感できるよう、適正な管理を行う。

そのため、福島県の予算対応を待たず迅速に対応する必要がある事案に関しては、利用料金の一部を維持管理費として予算計上し対応する。

また、電気料金をはじめとした経費の単価が上がっていることから、利用者へのサービスが低下しないよう配慮しながら、使用量を削減するなど経費の節減に努める。

(1) 自主的財源を提供するオートキャンプ場施設の詳細

ア	ビジターセンター	1棟		
イ	コテージ	定員5名	10棟	定員7名 10棟
ウ	テントサイト	常設トレーラー	10台	
		キャラバンサイト	20サイト	
		個別サイト	67サイト	
		グループサイト	43サイト	
		フリーサイト	40サイト	
エ	サテライトハウス		5棟	
オ	その他	付帯施設		一式

3 第5期指定管理に向けた取組

令和5年度が、現在(第4期)の「ふくしま県民の森」指定管理期間の最終年度であることから、次期の「ふくしま県民の森」指定管理者の募集が行われると見込まれる。このため、引き続き指定管理者として指定されるよう、次の期間中の事業計画書や収支予算書などの関係書類を作成し、新たな指定管理者の募集があった際には応募する。

これら関係書類の作成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の見込みやエネルギー価格などの諸物価、オートキャンプの利用動向などを考慮するとともに、森林学習区域やオートキャンプ場の利用促進に向けた方策を検討する。

また、当財団が的確に業務を遂行できるよう、人材の確保を図るとともに、組織体制の強化やサービス提供の改善方策などを検討する。

第4 受託事業の実施

財団の設立目的に沿った事業について受託する。

なお、受託事業は現段階では確定していないが、過去の受託実績から令和5年度も受託が想定される事業は、次のとおりである。

1 福島県農林水産部関連事業

(1) 森林づくり指導者養成事業(環境教育の人材育成)

※もりの案内人及びグリーンフォレスターの養成と各講座の運営

(2) 森林ボランティアサポート事業

(3) 森林文化公開体験事業(森林環境・生活環境教育)

2 福島県子ども未来局関連事業

(1) 自然あそび事業

(2) 子どもと青年の異世代交流事業

第5 国の交付金事業の実施

財団の設置目的に沿った国の事業を実施する。

森林ボランティア団体等による森林整備活動に対する国の交付金事業である「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」の交付事務を行う。

第6 自主事業の実施

1 オートキャンプ場関連事業

(1) 行 事 等

利用者へのサービス向上及び集客のために、各種行事を実施する。

- ・繁忙期感謝イベント
- ・サマーコンサート
- ・ハロウィンイベント
- ・新年もちつきイベント ほか

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、開催の可否を判断する。

(2) 温泉サービスの提供

キャンプ場利用者及び施設周辺の住民の方へ、温泉を提供する。

(3) 物品販売・貸付、カフェ事業

利用者の利便性の向上と、県内の企業や農家、授産施設、ひいては地域をバックアップするため、ショップとカフェの運営を行う。

ショップは、キャンプ用品の販売・貸付、農産物や地域産業6次化商品などの県産品等の販売のほか、団体等新たな利用者のニーズに合わせた食材の提供を行う。

カフェは、軽食と飲み物を利用者に提供する。

(4) キッズプレイスの提供

レクチャーホールで会議等の利用がない場合は、キッズプレイスとして提供し、天候に左右されない屋内遊び場とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、提供の可否を判断する。

(5) 森林との共生関連図書自由閲覧

施設の利用者が、自由に閲覧できるようにする。

2 環境教育事業（森林環境教育などの推進）

（1）自然体験活動推進事業

主に、子どもを対象とし、人と森林とのかかわり、森林の大切さを知ることを中心に、自然を身近に感じられる体験プログラムを提供する。

また、学校団体を対象に、持続可能な森林の管理や生物多様性の保全などを目的とした体験プログラムを提供する。

さらに、学校等が「ふくしま県民の森」でどのような自然体験活動ができるかなどを解説したパンフレットを作成するとともに、ホームページに掲載することなどにより、利用の促進を図る。

（2）森林保全活動推進事業

森林の活用方法について、大学やNPOなどの関係団体と連携し、森林保全の方法や、野生動物との共生、森林環境教育を実現するための里山づくり等、目的に合わせたゾーニングを行い、森林整備を実施する。また、福島大学が行う福島県内の生き物に関する調査・研究・発表等の活動を支援する。

（3）災害対応キャンプ普及事業

野外活動（キャンプ）の知識や技術、道具類を活用し、大規模な自然災害時においても、困難にうまく適応する力（レジリエンス）を育てる機会を提供する。そのため、福島県キャンプ協会、日本赤十字社などと連携し、野外泊や火おこし等の原体験を中心としたプログラムを提供する。

（4）講師派遣事業

学校等の教育機関、団体の派遣要請により専門的知識を有する財団職員を講師として派遣し、「森林との共生」思想の普及推進に努める。

（5）F E L助成金交付事業

森林との共生を基本理念として、森林を活用し、自然とふれあい、自然を楽しむ体験を通して、自然の大切さを広く県民に普及啓発する活動を行う団体等に対し、助成金を交付する。

3 調査・研究事業

自然環境と共生を図るための自然環境基礎調査事業を実施し、情報の蓄積と発信を行う。

特に、大型野生動物侵入防止対策のための調査・研究の充実を図り、人と野生生物が共存できる方法を検討する。

4 福島県の森林再生に向けた取組

木質チップボイラーを稼動し、県内産木材の有効利用を図るほか、県内産木材の薪の販売、木質チップボイラーの広報と教育への活用を行う。

5 植樹緑化事業

東日本大震災後に、公益社団法人ゴルフ緑化促進会及び公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会と協力して植栽したサクラの適切な保育を行う。

「ふくしま県民の森」における森林整備活動等を目的に企業（イオングループ）等から寄せられた寄付金を活用し、森づくり活動を行う。

6 地域振興と社会貢献事業

福島から全国へ向けての情報の発信と、全国から福島への誘導などを通して、福島の復興を促進する。

また、地元製品のPRなどにより地域の振興を図る。

(1) 地域情報の提供

利用者に対し、県内の各種地域情報（観光、物産、イベント等）を発信する。

(2) 観光交流促進の取組

冬期のスキー場情報の発信など、本県の観光交流促進に向けた取組に積極的に協力、参加し、本県の交流人口拡大に資する。

(3) 地元自治体、地元製品のPRや地域企業の活用

大玉村「ふるさと納税事業」への参加、大玉村や県内産の安心・安全な物品の販売を行うとともに、地元事業者を活用して地域の活性化に資する。

(4) 雇用の場の提供

財団職員、パート職員、シルバー人材センターの活用など、雇用の場として地域振興に貢献する。

(5) 授産施設の支援

ショップにおいて、授産施設制作商品の販売や商品紹介の機会を提供する。

(6) 学校教育活動支援

希望に応じて、中学校、高等学校、大学などからの社会体験事業を受け入れる。

(7) 各種団体活動の支援

各種団体のボランティア活動を受け入れる。